■被扶養者（家族）が出産した場合の出産育児一時金フローチャート

スタート

妊娠4ヶ月（85日）以上の出産（流産・早産・死産含む）ですか？

- いいえ → 請求できません
- はい ↓

出産日当日、JSR健保の被扶養者として加入していますか？

- いいえ → JSR健保へは請求できません ※出産日当日加入の健保へ請求して下さい
- はい ↓

出産した被扶養者は、次の①又は②に該当しますか？
①前職を退職後6ヶ月以内に出産
②前職の任意継続保険を資格喪失後6ヶ月以内に出産

- いいえ → 健保組合が直接医療機関等へ出産育児一時金※1を支払うことにより、窓口で出産費用を支払う際に、できるだけ負担を軽減することを希望されますか？
- はい ↓

前職で、1年以上勤務していましたか？
（引き続き1年以上被保険者として健保に加入していましたか？）

- はい → 「被保険者出産育児一時金」の支給対象となります。以前加入していた健保組合等へ請求願います。以前加入していた健保組合等へ請求しますか？
- いいえ ↓

前職と前々職の間に空白期間がなく、合算すると1年以上となりますか？（但し、共済と健保は合算しない）

- はい → 「被保険者出産育児一時金」の支給対象となります。以前加入していた健保組合等へ請求願います。以前加入していた健保組合等へ請求しますか？
- いいえ → 健保組合が直接医療機関等へ出産育児一時金※1を支払うことにより、窓口で出産費用を支払う際に、できるだけ負担を軽減することを希望されますか？

「被保険者出産育児一時金」の支給対象となります。以前加入していた健保組合等へ請求願います。以前加入していた健保組合等へ請求しますか？

- はい → JSR健保へは請求できません ※以前加入の健保へ請求してください

健保組合が直接医療機関等へ出産育児一時金※1を支払うことにより、窓口で出産費用を支払う際に、できるだけ負担を軽減することを希望されますか？

- いいえ → 【制度を利用しない】
  出産費用を一旦、全額負担していただき、後日出産育児一時金※1を請求して下さい
  《提出書類》
  ①出産育児一時金請求書
  ②合意文書（写）
  ③領収書（写）
- はい ↓

※1
1児につき50万円（産科医療補償制度未加入期間での出産や、在胎週数が22週未満の出産（死産含む）は48.8万円）

①直接支払制度②受取代理制度のどちらを利用されますか？
※医療機関によって利用できる制度が異なりますので、どちらが利用できるか、医療機関でご確認下さい

- ② → 【受取代理制度】
  出産予定日2ヶ月以内になりましたら、下記の書類を提出下さい
  《提出書類》
  【受取代理】出産育児一時金請求書
  ※退職後6ヶ月以内に出産される場合は「不支給証明」も必要
- ① ↓

出産費用が出産育児一時金の額※1を上回りましたか？

- いいえ → 【直接支払制度】
  出産費用（実費）を健保から医療機関等へ支払います。出産育児一時金※1との差額は下記の書類を提出することで支給されます
  《提出書類》
  ①【直接支払】出産育児一時金請求書
  ②合意文書（写）
  ③領収書（写）
- はい ↓

【直接支払制度】
出産育児一時金※1は健保から医療機関へ支払います
健保への手続きは不要です

●出産育児一時金請求書の取り寄せ方法
請求書は事業所経由での提出が必要になる為、給与厚生担当課に備えられています。JSR健保HPよりダウンロードすることもできます

●提出先
事業所健保窓口（給与厚生担当課）へご提出下さい　※任意継続被保険者は健保へご提出下さい